

日本選択理論心理学会 倫理綱領

日本選択理論心理学会
2022年12月4日(日)制定

■前文

日本選択理論心理学会（以下、「本学会」という）の会員は、ウィリアム・グラッサー・インターナショナル（以下、WGI）の日本組織である認定NPO法人日本リアリティセラピー協会と密に連携をとりつつ、ウィリアム・グラッサー医学博士が提唱する『選択理論心理学』及び『リアリティセラピー（現実療法）』及び『リードマネージメント』及び『グラッサークオリティスクール』を日本国内に広めるとともに、主に学術研究面での発展と、学会員への継続的な学習環境を提供することを使命とする。本学会は、WGI及び認定NPO法人日本リアリティセラピー協会の規約に基づき、選択理論心理学そのもの及びその活用を支え、進展させる為に存在しており、選択理論心理学に関連する学術研究面での諸活動の推進役・普及役を担うものである。

上記の役割を持つがゆえに、本学会が自ら倫理綱領を定め、それを遵守することの意味は、倫理綱領が専門家としての倫理的責任を全うするための指針であるだけでなく、選択理論心理学の普及啓発やそれに伴うサービスを受ける人びとの利益を守り、公正で健全な発展に寄与することにある。本学会員は、人間の多様性を承認しつつ、その人権、尊厳、価値、可能性を擁護して人間の幸福を促進する視点で活動する。この綱領は、このことを具体化し、本学会の倫理性を高める視点を考慮して作られた。それゆえに、本綱領がめざすところは、選択理論心理学の普及啓発を担う者としての自覚とともに、社会における共通倫理（コモンモラル）の推進という高い倫理意識と内心からの自発的献身とが相まって達成される。本学会員がこの綱領に則って誠実に行動することを誓い、ここに綱領を確定する。

第1条 遵守義務

第1項

本学会員は、本綱領を遵守する義務を負う。

第2条 展望

選択理論心理学により世界をリードする。

第3条 使命

本学会員は、選択理論心理学を基本理念として個人の尊厳と人格を最大限に尊重し、選択理

論心理学の応用、発展、促進を目指すことを使命とする。また、強力かつ効果的で社会的に責任ある方法で、人々が求め、必要としているものを得られるように支援することを使命とする。

第4条 責任

第1項

本学会員は、選択理論心理学の実践者を体現する者として、社会的識見とカウンセリング等の専門的スキルを保持し、併せて人格の養成に努める。

第2項

本学会員は、選択理論心理学の普及啓発を行う者であることを自覚し、健全なる精神を保持して日常の行動においても慎みをもってあたるよう努める。

第3項

本学会員は、いかなる厳しい問題に直面しても、自己の健全な心の状態を維持できるように訓練するように努める。

第4項

本学会員は、自己の身体、精神あるいは情緒等の損傷によって健全性を欠き、他者を毀損する恐れがある場合は、その活動の一部あるいは全部について差し控える。

第5項

本学会員がインターネット上やマスメディアに対して意見等を発表する場合は、個人的意見であることを明示し、組織としての考え、意見、見解は差し控える。

第5条 基本的立場

第1項

本学会員は、活動するにあたり、人種、国籍、信条、性別、年齢、社会的身分または門地等により、差別しない。

第2項

本学会員は、活動するにあたり、学会員としての注意義務を果たすとともに、公序良俗に反する行為またはそれに加担する行為をしてはならない。

第3項

本学会員がインターネット上で個人の意見やコメントをする際は、公序良俗に反する内容は行わない。特に、WGI認定資格を持つ本学会員は、公私の区別を十分にわきまえた上で、インターネット上であるか否かを問わず、人の目に触れる公的な場での公序良俗に反する発言や書き込み、性的な発言や書き込み、差別的な発言や書き込み、その他WGI認定資格及び本学会の認定資格を持つ本学会員として、世間一般的に不適切だと思われるような行為を行わない。

第4項

本学会員は、本学会の諸活動やカウンセリングの実践にあたり、自己の価値観、心情、行為が社会においてどのように作用するかを認識し、本学会の諸活動やカウンセリングの目的と一致しない価値観をクライアントに押しつけたり、特定の方向へ導いてはならない。

第5項

本学会員は、人を操作したりする道具として、選択理論心理学やリアリティセラピー（カウンセリング）を利用しない。

第6項

本学会員は、自己の利益をクライアントの利益の上位に置かない。

第7項

本学会員は、自己の活動の一部をボランティア活動に提供するなど、社会に貢献する役割を積極的に果たしてゆくことが望まれる。

第6条 研鑽義務

第1項

本学会員は、選択理論心理学の普及啓発を担う者としての責任を全うするため、たゆまず研鑽を積み、能力の向上に努める。

第2項

本学会員は、カウンセリングの学識・技能だけでなく、医療・心理・教育・経済・産業・労働・科学等の動向に関心を払い、専門家としての能力を高めるよう努める。

第3項

本学会員は、自らが関わるものの利益を守るという責任を自覚し、選択理論心理学を学びつつ、実践を通してその理論的發展に寄与する。

第7条 信頼関係の確立

第1項

本学会員は、クライアントとの信頼関係を積極的に形成する。

第2項

本学会員は、個人と組織の秘密に関する守秘義務については、特に個人のプライバシー権を尊重する。

第3項

本学会員は、クライアントおよび他の専門職、企業・団体などの関係者との信頼関係確立のため、職務上知ることのできた秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

第4項

本学会員は、前項において、クライアントの同意を得るか、または正当な理由に基づきクライアントの秘密を開示する場合であっても、関係者の利益に配慮し、また、クライアントが負う被害を最小限に抑えるよう努める。

第5項

本学会員は、カンセリングの開始時、および必要な場合にはカウンセリングの全過程を通して、守秘の限界についてクライアントに説明するよう努める。

第5項

開発中あるいは効果が実証されていない技法をクライアントに利益があると判断して用いる場合は、クライアントに十分説明し、その了解のもとで使用しなければならない。

第8条 知的財産権の尊重

第1項

本学会員は、認定NPO法人日本リアリティセラピー協会と密接な関係を持ち、両団体が相互不利益にならないように双方のルールを留意しながら、日本における選択理論心理学の普及啓発に努める。

第2項

本学会の運営している講座、研修、セミナー等の内容と同一、もしくは類似したものをインターネット上で公開する場合、あるいは実際に教える場合は、本学会の常任理事会の許可を得ること。講座、研修、セミナー等の内容が同一、もしくは類似しているかどうかについては、本学会の常任理事会で審議の上、判断することとする。

第3項

講座、研修、セミナー等で公開・開示・使用する内容が本学会の常任理事会の許可を得た後であっても、内容によっては許可が取り消される場合もあるので、その際は、本学会の常任理事会の指示を仰ぎ、指示内容を遵守すること。

第4項

本学会員は、選択理論心理学の普及啓発の際、以下の点について留意することとする。『選択理論心理学の概念や知識、及び理念を、正確に普及啓発する』『選択理論心理学の情報を伝える、教える際は、その情報の引用元、出典先等を明らかにする』『正確でない情報、誤った情報を基に普及啓発した際は、速やかに訂正および情報刷新を行う』。

第5項

本学会は、入手した資料、著作物を複製して研修の場等で使用する場合は、原作成者の承諾を得なければならない。また、原作成者の資料、著作物を引用する場合は出典を明示しなければならない。

第9条 実践能力とその限界

第1項

本学会員は、自己の受けた教育、訓練、職業経験などに基づいた、支援の専門家としての能力の限界をわきまえ、実践する。

第2項

本学会員は、自己の能力の限界を自覚した場合は、適切なスーパービジョンあるいは他の分野の専門家のコンサルテーションを求め、その助言によっては、クライアントの同意を得て他の専門家に紹介する。

第 10 条 個別面接と組織への働きかけ

第 1 項

本学会員は、その使命を達成するため、個人カウンセリングに加え、必要に応じて積極的に組織に働きかけ環境の改善に努める。

第 2 項

前項の目的を達成するため、本学会員は、社会規範、組織の在り方に関して、選択理論心理学・リアリティセラピー・リードマネージメント・グラッサークオリティスクールに関する学識をもって、援助、支援、提言できる能力を培うよう努める。

第 3 項

本学会員は、前 2 項の目的を果たすため、必要に応じて他の専門家とのネットワークづくりに努めるとともに、協働を組織し、その一員として活動する。

第 11 条 危機への介入

第 1 項

本学会員は、クライアントに自傷・他害のおそれ、または重大な不法行為をなすおそれがあるか、その危険を感じた場合には、速やかにその防止に努めなければならない。

第 2 項

前項の行為は、それが緊急に求められ、それによりクライアントまたは被害者の安全等の利益が他に優越して守られる場合は、正当な行為として許される。

第 3 項

前項の場合においてもクライアントの不利益を最小限に抑える。

第 12 条 面接記録とその保管

第 1 項

本学会員は、カウンセリングにあたり、最良のサービスを提供してクライアントをケアするために、カウンセラーとしての評価・所感とは別に、面接記録を作るよう努める。

第 2 項

面接記録は、必要な時にはいつでも取り出せる方法により、5 年間は厳重に保管する。また、記録を電子媒体に保管する場合は記録へのアクセス権の管理に特段の措置を講じるよう努める。

第 3 項

本学会員は、自らの職務の異動、退職および能力の喪失等に際しては、クライアントの秘密

保護のため関係記録を消去するか、他の守秘管理義務者に引継ぐなど適切な措置をとるよう努める。

第4項

本学会員は、カウンセリング記録を調査や研究のために利用する場合、クライアントの許可を得るとともに、個人が特定できないように配慮する。

第13条 カウンセリング業務の基本的態度

第1項

本学会員は、カウンセリングの初期もしくは必要な段階において、クライアントに十分に説明したうえでの同意（インフォームド・コンセント）を得て、カウンセリングをすすめる。

第2項

前項におけるインフォームド・コンセントにおいては下記の項目を含む。

- (1) カウンセリングの役割
- (2) カウンセラーとしての自己の背景（依拠する理論、スーパーバイザー等）
- (3) カウンセリング料金
- (4) カウンセリングの期間と終結
- (5) カウンセリングの中断とリファー
- (6) 守秘の本質・目的とその限界

第3項

本学会員は、十分に訓練を受けていない心理テストは実施しない。

第4項

本学会員は、もっぱら自己の研究目的や興味のためにカウンセリングを利用してはならない。

第5項

本学会員がクライアントに求める同意については、文書によることが望ましい。

第14条 カウンセリングの効果

第1項

本学会員は、自己のカウンセリングの効果についてクライアントの立場から事実に基づいた検証を行い、改善に努める。

第2項

本学会員は、前項の目的を達成するためにすすんでコンサルテーションを受ける。

第15条 資格の明示、安易な請負・資格貸与の禁止

第1項

本学会員は、専門家としての資格を明示しなければならない。

第2項

本学会員は、自己の能力を誇示し、クライアントあるいはその関係者に過大な期待を持たせてはならない。

第3項

本学会員は、自己の資格を他人に貸与してはならない。

第16条 二重関係の回避

第1項

本学会員は、専門家としての判断を損なう危険性あるいはクライアントの利益が損なわれる可能性を考慮し、クライアントとの間で、家族的、社交的、金銭的などの個人的関係およびビジネス的关系などの二重関係を避けるよう努める。

第2項

本学会員は、性的な二重関係を持たない。例えば、既婚者が配偶者以外との性的関係を持つてはならない。

第3項

本学会員は、クライアントとの間で性的親密性を持たないように努める。もしそのような可能性が生じた場合は、カウンセリングを中止するか、他のカウンセラーに依頼する。

第4項

カウンセリングが終結してから一年を経っていないクライアントとは結婚関係を結ばない。

第17条 自己決定権の尊重

第1項

本学会員は、クライアントが自己決定する権利を尊重する。

第2項

前項の目的を達成するため、本学会員は、クライアントに必要なかつ十分な説明・情報を与える。

第3項

本学会員は、クライアントが適切な行動をとれると判断する場合には、自己決定の内容や意味を考察できるよう援助する。

第18条 リアリティセラピーの特性と役割

第1項

リアリティセラピーにおいて、本学会員は、クライアントの意思決定を支援する場合は、選択理論心理学的アプローチとともに社会科学的視野に立って助言、支援する。

第2項

リアリティセラピーにおいて、本学会員は、クライアントが自ら基本的欲求を充足できるよ

う支援するとともに、その支援能力・専門能力を高めるよう努める。

第3項

リアリティセラピーにおいて、本学会員は、クライアントが自ら基本的欲求を充足できるよう支援するにあたり、その情報の取扱いについて特段に配慮する。

第19条 オンライン・カウンセリング

第1項

本学会員が、オンライン・カウンセリング（インターネット活用によるeメールカウンセリング、webカメラ併用による電話カウンセリング等をいう）を活用するにあたっては、倫理的、法的、臨床的問題などに関する利点と欠点とを十分に考慮し、慎重に対応する。

第2項

本学会員は、オンライン・カウンセリングを行うにあたっては、現状においては、基本的には面接によるカウンセリングを補完するものと位置づけ、活用技術を十分に習得したうえで使用する。

第3項

本学会員は、オンライン・カウンセリングを開始するにあたっては、このサービスを提供するに際してのクライアントの利益とリスクについて、あらかじめクライアントに十分に説明する。

第20条 組織倫理と個人倫理

第1項

本学会員は、学会員の間に対立、紛争が生じている場合、本学会員は、関係諸法令に照らし人権侵害がないか否かを判断する視点に立って対応する。

第2項

前項の場合、本学会員は、倫理綱領を自らの指針として両者の調整を計らなければならない。その際、本学会員の立場から仲裁の立場に変わることについて双方に説明し、理解を求めて解決にあたる。

第21条 倫理委員会の設置と役割

第1項

本学会に倫理委員会をおく。

第2項

倫理委員会は倫理綱領の遵守と自己管理責任に関する啓発活動を推進する。

第3項

倫理委員会はこの倫理綱領に関する本学会員およびクライアントからの苦情等にたいしては誠実に対応する。

第4項

倫理委員会に関する事項は本学会常任理事会にて決定する。

第22条 相互啓発と違反者への対応

第1項

本学会員は、倫理綱領の施行に協力し、自己のみならず他資格者との相互啓発に努め、本学会員全体としての高い倫理的基準を維持することに努める。

第2項

本学会員は、他の学会員の倫理に反する行為または不適切な行為に接したときは、その学会員に対し是正することを求め、必要な場合は常任理事会または倫理委員会または本学会事務局に対し問題提起する。また、本学会員は、倫理委員会による調査、意見聴取には誠意をもって協力する。

第3項

本学会常任理事会は、以下のような違反行為について、本学会員の処分を行うことができる。

- 1.本倫理要項に違反があった時
- 2.犯罪を犯したと認められる時
- 3.資格の認定において又は、職務において不正行為をとったことが明らかになった時
- 4.本学会の倫理委員会又は法的手段によって学会員に対する疑惑・苦情・不正が調査される過程で協力的でなかった時
- 5.本学会の名誉を著しく汚した時
- 6.本倫理綱領の「第8条 知的財産権の尊重」に違反していると常任理事会で決議された時
- 7.本学会常任理事会で決議された内容や要請した内容について、一定期間無視し続けたと本学会常任理事会で議決された時
- 8.本学会常任理事会の要請に対して誠意ある対応をしなかったと本学会常任理事会で議決された時
- 9.その他、常任理事会が本倫理綱領に照らして不適切な行動が見られた時

第4項

前項の処分の内容は以下のとおりとする。

1. WGI 及び本学会が認定している各種資格称号の取消し
2. 資格停止
3. 戒告（始末書提出）
4. 訓戒（始末書提出）
5. 始末書提出
6. 退会勧告

第5項

被処分者が処分について異議がある時は、会長及び常任理事会に対し、再審査を求めること

ができる。

第 23 条 処分決定機関

第 1 項

前条第 3 項および第 4 項および第 5 項に基づく処分については、本学会倫理委員会の議を経て常任理事会が決定する。

第 24 条 本綱領改定権

第 1 項

本綱領の改廃については、本学会常任理事会の議決によりこれを行う。

附則 この綱領は令和 4(2022)年 12 月 4 日(日)より施行する。